

第11回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 新株予約権等の状況
2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
3. 会社の支配に関する基本方針
4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2021年9月1日から2022年8月31日まで)

株式会社ココナラ

事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://coconala.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

1. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議日	2017年8月29日	2018年5月30日	2019年8月30日
保有者数			
取締役（社外取締役を除く）	1名	1名	1名
社外取締役	－	－	－
監査役	1名	1名	－
新株予約権の数	401個	210個	500個
新株予約権の目的となる株式の数	240,600株	126,000株	50,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	69円	184円	250円
権利行使期間	2019年8月30日から 2029年8月29日まで	2020年5月31日から 2030年5月30日まで	2021年9月1日から 2029年8月31日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2

	第10回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
発行決議日	2020年12月10日	2022年4月18日	2022年7月22日
保有者数			
取締役（社外取締役を除く）	1名	1名	1名
社外取締役	－	－	－
監査役	－	－	－
新株予約権の数	2,843個	5,000個	5,000個
新株予約権の目的となる株式の数	284,300株	500,000株	500,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	1,100円	1,400円
権利行使時1株当たりの行使価額	1,200円	915円	657円
権利行使期間	2022年12月27日から 2030年12月26日まで	2026年12月1日から 2032年5月5日まで	2027年12月1日から 2032年5月5日まで
新株予約権の主な行使の条件	(注) 2	(注) 2、3	(注) 2、4

(注) 1. 当社は2018年10月25日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っており、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「権利行使時1株当たりの行使価額」を調整しております。

2. 上記の新株予約権における主な行使条件は以下のとおりであります。

①新株予約権者が当社又は子会社の取締役、監査役又は使用人のいずれでもなくなった場合、権利行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

②各新株予約権の一部行使はできないものとする。

③新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、行使は認められないものとする。

3. 新株予約権者は、2026年8月期の事業年度における当社の損益計算書（対象となる事業年度にかかる定時株主総会において報告又は承認された損益計算書を意味する。また、連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書を意味する。）に記載された営業収益が6,800百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

4. 新株予約権者は、2027年8月期の事業年度における当社の損益計算書（対象となる事業年度にかかる定時株主総会において報告又は承認された損益計算書を意味する。また、連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書を意味する。）に記載された営業収益が6,800百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして定期的開催されるリスク・コンプライアンス委員会を通して取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 2. 内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
 3. 監査役は「監査役監査基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
 4. 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役に報告する。
 5. 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除に関する規程」及び各種マニュアルを制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを社内に周知徹底する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
 2. またデータ化された機密情報については、当社「情報セキュリティ管理規程」及び各種マニュアルに従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 当社はコーポレートリスクの適切な把握並びに啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づいて代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を組織する。
 2. リスク・コンプライアンス委員会は定期的開催し、当社業務推進上のリスクの把握並びにリスクへの対策を協議し、その結果を必要に応じて社内通知する。
 3. なおリスクが顕在化した場合は、代表取締役を室長とした緊急事態対策室を設置し、早

期の回復に努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 2. 当社は「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき各本部又は部を管掌する役員並びに各本部長、部長、室長及びグループマネージャーへの権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
 1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
 2. 当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役並びに所属グループマネージャーからの指揮命令を受けないこととする。
 3. 当該補助使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及びその他の監査役への報告に関する体制
 1. 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
 2. 代表取締役その他取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、当社にコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
 3. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録並びに稟議書等の重要文書を読覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 4. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 5. 監査役は内部通報窓口担当者との情報交換を定期的に行い、重大なコンプライアンス懸念がある事象については、詳細確認を行う。

6. 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 1. 監査役監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査役より経営管理部に見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。
 2. 当該予算を超過する費用については、事前に監査役より経営管理部宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経た上で支給する。
 3. なお上記の支給方法は前払い・後払いいずれの方法も可能とする。
- ⑧ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
 2. 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
- ⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 1. 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除に関する規程」に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
 2. 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況

1. 当事業年度において取締役会は20回開催されました。各会において議案について十分な審議を行っております。
2. 月に1度開催される定時取締役会において、毎月月次経営成績が報告され、当社年度計画の達成状況、課題及びその対応策を確認し、議論を行いました。

② コンプライアンスリスク管理に対する取り組みの状況

1. 当社のリスク管理体制は、経営管理部が主管部署となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めております。
2. リスク・コンプライアンス委員会は、四半期に1度定期的に開催しているほか、必要に応じて開催しており、当社企業経営上のリスク、法令遵守の状況について、役員等で共有し、必要な対応を検討、実施しております。

③ 監査役会に関する運用状況

1. 全員が社外監査役で構成される監査役会は、監査役会で決議された監査計画に基づき、公正かつ独立の立場から監査を行っております。
2. 監査役は取締役会等の重要な会議へ出席するほか、取締役に業務の報告を求めるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社グループは財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、いまだ成長過程にある企業であり、更なる財務体質の強化、競争力の確保を経営上の主要課題の一つとして位置づけております。そのため現時点においては、内部留保の充実を図り、収益力強化、事業規模の拡大のための投資に充当することが、株主の皆様の将来の安定的かつ継続的な利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度の財政状態、経営成績を勘案しながら株主の皆様への利益還元を実施していく方針ですが、現時点では内部留保の充実を図り、再投資をしていく方針であるため、配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針と考えており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から)
(2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
当期首残高	1,148,107	2,293,077	△1,112,379	2,328,805
会計方針の変更による累積的影響額			5,595	5,595
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,148,107	2,293,077	△1,106,784	2,334,400
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	56,348	56,348		112,697
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	17,104	17,104		34,208
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△494,355	△494,355
連結子会社の増資による持分の増減		232		232
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				
当期変動額合計	73,453	73,685	△494,355	△347,216
当期末残高	1,221,560	2,366,763	△1,601,139	1,987,184

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	－	－	－	－	2,328,805
会計方針の変更による累積的影響額					5,595
会計方針の変更を反映した当期首残高	－	－	－	－	2,334,400
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					112,697
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）					34,208
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）					△494,355
連結子会社の増資による持分の増減					232
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	94	94	12,500	437,888	450,482
当期変動額合計	94	94	12,500	437,888	103,266
当期末残高	94	94	12,500	437,888	2,437,666

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	株式会社ココナラスキルパートナーズ CSP1号投資事業有限責任組合

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、新たに株式会社ココナラスキルパートナーズを設立し、また、株式会社ココナラスキルパートナーズは、同社を無限責任組合員とするCSP1号投資事業有限責任組合を設立したため、株式会社ココナラスキルパートナーズ及びCSP1号投資事業有限責任組合を連結の範囲に含めております。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しております。

ロ. その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しております。

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～18年
工具、器具及び備品	3年～20年

ロ. 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における見込み利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

ロ. ポイント引当金

ユーザーに付与したポイントの利用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

ハ. クーポン引当金

ユーザーに付与したクーポンの利用に備えるため、未使用のクーポン残高に対して、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

「ココナラ」においては、ユーザーに対してスキルの売買の場・機会であるプラットフォームのサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は出品者と購入者の間でサービスの提供・評価が完了した時点で充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた販売手数料を収益として認識しております。

「ココナラ法律相談」においては、弁護士に対しマーケティング支援サービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は契約条件に基づき登録弁護士に関する情報をサイト上に掲載した時点で充足されることから、サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度計上金額

有形固定資産 114,623千円

無形固定資産 10,674千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

資産グループに減損が生じている可能性を示す事象がある場合には、減損の兆候があるものとして、当該資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。減損損失を認識すべきであると判定された資産グループについては、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合には、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として計上しております。回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額で算定しております。使用価値は、事業計画等を基礎として見積もった将来キャッシュ・フローを使用しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画等に基づく最善の見積りにより行っておりますが、将来の予測不能な事業環境等の変化によって、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

非上場有価証券等の評価

(1) 当連結会計年度計上金額

投資有価証券 419,090千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、複数の非上場企業に対して投資先企業の将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行っています。当該非上場株式の評価に当たっては、当該株式の投資時の超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したときに、減損処理を行います。非上場株式の評価において、投資先企業の投資時における超過収益力について毀損の有無を判断するに当たっては、投資先企業の投資時における事業計画の達成状況や、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して検討しております。

当該検討には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高及び営業利益であります。見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先の事業進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 23,546,600株 |
|------|-------------|
- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 995,900株 |
|------|----------|

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な運転資金を銀行借入により調達する方針であります。一時的な余剰資金については預金により保有しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金及び預り金は、流動性リスクに晒されております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

また、差入保証金は本社オフィスの賃貸借契約に伴うもので、差入先の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、経営管理グループが取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、差入保証金については、差入時に差入先の信用状況等を検討するとともに、差入後も差入先の信用状況の変化について留意しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、利益計画に基づき経営管理グループが月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
差入保証金	179,876	179,100	△775
資産計	179,876	179,100	△775

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、未払金、未払法人税等並びに預り金は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	419,090

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。当連結会計年度において、非上場株式について30,000千円の減損処理を行っております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
差入保証金	—	—	179,876	—
合計	—	—	179,876	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	179,100	－	179,100
資産計	－	179,100	－	179,100

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金 差入保証金の時価は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期及び国債の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」については、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 84円40銭
- (2) 1株当たりの当期純損失 21円28銭

7. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は、2022年10月18日開催の取締役会において、当社の取締役に対して、新株予約権（有償ストック・オプション）を発行することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の発行目的

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、株主価値の増大と報酬を連動させることでより適切なリスクテイクを図ることができるよう、当社の取締役に対して、有償にて新株予約

権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

- ①新株予約権の数：10,000個
- ②発行価額：新株予約権1個につき700円
- ③申込期日：2022年11月2日
- ④新株予約権の割当日：2022年11月7日
- ⑤払込期日：2022年11月7日

(3) 新株予約権の内容

- ①新株予約権の目的である株式の種類及び数：普通株式1,000,000株（新株予約権1個につき100株）
- ②行使価額：1株当たり470円

(4) 行使期間：2025年12月1日から2032年5月5日まで

(5) 行使の条件

- ①新株予約権者は、2025年8月期の事業年度における当社の連結損益計算書（対象となる事業年度にかかる定時株主総会において報告又は承認された損益計算書を意味する。また、連結損益計算書を作成していない場合には、損益計算書を意味する。以下同様とする。）に記載された営業収益が6,800百万円を超過している場合、又は2026年8月期の事業年度における当社の連結損益計算書に記載された営業収益が7,200百万円を超過している場合、又は2027年8月期の事業年度における当社の連結損益計算書に記載された営業収益が7,600百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、当該営業収益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。

- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の割当対象者及び数

当社取締役 1名 10,000個

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	ココナラ	ココナラ 法律相談	計		
一時点で移転される財	3,455,074	－	3,455,074	－	3,455,074
一定の期間にわたり移転される財	－	382,139	382,139	－	382,139
顧客との契約から生じる収益	3,455,074	382,139	3,837,213	－	3,837,213
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	3,455,074	382,139	3,837,213	－	3,837,213

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、投資事業を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(5)会計方針に関する事項」[④ 収益及び費用の計上基準]に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
契約負債 (期首残高)	353,958
契約負債 (期末残高)	487,936

連結貸借対照表上、契約負債は「前受金」に計上しております。契約負債は、主に顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

9. その他の注記

(追加情報)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより当社が提供するカスタマー・ロイヤルティ・プログラムについて、従来は付与したポイントの利用に備えるために、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上していましたが、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の営業収益は12,199千円減少し、営業費用は20,850千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ8,650千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は5,595千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類への影響はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から)
(2022年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,148,107	1,958,107	334,970	2,293,077
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,148,107	1,958,107	334,970	2,293,077
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	56,348	56,348		56,348
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	17,104	17,104		17,104
当期純損失				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	73,453	73,453	-	73,453
当期末残高	1,221,560	2,031,560	334,970	2,366,530

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△1,112,379	△1,112,379	2,328,805	-	2,328,805
会計方針の変更による累積的影響額	5,595	5,595	5,595		5,595
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,106,784	△1,106,784	2,334,400	-	2,334,400
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）			112,697		112,697
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）			34,208		34,208
当期純損失	△493,851	△493,851	△493,851		△493,851
株主資本以外の項目の当期変動（純額）				12,500	12,500
当期変動額合計	△493,851	△493,851	△346,944	12,500	△334,444
当期末残高	△1,600,635	△1,600,635	1,987,456	12,500	1,999,956

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
- 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物 | 8年～18年 |
| 工具、器具及び備品 | 3年～20年 |
- ② 無形固定資産
- 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-------------|----|
| 自社利用のソフトウェア | 5年 |
|-------------|----|

(2) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。
- ② ポイント引当金
- ユーザーに付与したポイントの利用に備えるため、未使用のポイント残高に対して、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- ③ クーポン引当金
- ユーザーに付与したクーポンの利用に備えるため、未使用のクーポン残高に対して、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

「ココナラ」においては、ユーザーに対してスキルの売買の場・機会であるプラットフォームのサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は出品者と購入者の間でサービスの提供・評価が完了した時点で充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた販売手数料を収益として認識しております。

「ココナラ法律相談」においては、弁護士に対しマーケティング支援サービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は契約条件に基づき登録弁護士に関する情報をサイト上に掲載した時点で充足されることから、サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより当社が提供するカスタマー・ロイヤルティ・プログラムについて、従来は付与したポイントの利用に備えるために、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準の適用を行う前と比べて、当事業年度の営業収益は12,199千円減少し、営業費用は20,850千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ8,650千円増加しております。また利益剰余金の当期首残高は5,595千円増加しております。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、当事業年度より契約負債に該当するものを「前受金」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度計上金額

有形固定資産 114,623千円

無形固定資産 10,674千円

(2) 見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「連結注記表3. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業費用 7,454千円

営業取引以外の取引による取引高 3,921千円

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用 9,137千円

未払金 6,185千円

ポイント引当金 1,072千円

クーポン引当金 1,994千円

資産除去債務 3,277千円

ソフトウェア 9,109千円

未払事業税 2,750千円

その他 616千円

税務上の繰越欠損金 838,798千円

繰延税金資産小計 872,941千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △838,798千円

将来減算一時差異に係る評価性引当額 △34,143千円

評価性引当額小計 △872,941千円

繰延税金資産合計 -

繰延税金資産の純額 -

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	鈴木 歩	被所有 直接0.86%	当社代表取締役	新株予約権の付与(注)	17,000	新株予約権	12,500

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

新株予約権の権利付与は、2021年10月20日開催の取締役会決議に基づき付与された第11回有償新株予約権、2022年4月18日開催の取締役会決議に基づき付与された第12回有償新株予約権及び2022年7月22日開催の取締役会決議に基づき付与された第13回有償新株予約権について記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利付与時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 84円41銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 21円26銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類「連結注記表7. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。